

広島県告示第八百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路一・四・〇〇一号広島南道路、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路三・一・三〇二号観音井口線、同三・三・三四一号宇品観音線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山